

「第4次三郷市地域福祉計画（案）」に対するパブリック・コメント手続の結果の公表について

- (1) 政策等の題名 第4次三郷市地域福祉計画（案）
 (2) 政策等の案の公表日 令和4年12月26日（火）
 意見の募集期間 令和4年12月26日（火）～令和5年1月31日（火）
 (3) 意見の提出状況
 提出人数 6名
 提出意見 15件
 (4) 意見等の概要と市の考え方

日付	該当箇所（ページ、段落など）	意見等の概要	市の考え方
1/25	47 ページ 第4章 施策の方向性と具体的な取り組み 基本方針3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり	<p>明るい街にしてほしい。</p> <p>骨折をしたため、入院が必要でしたが、1人では入院できないかたで入院先が見つからず、とても大変でした。ケガした時などに使えるサービスがあるといいです。</p>	<p>お寄せいただきました意見は、基本方針3「必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり」の今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、地域福祉の理念「だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支え合う地域づくり」に向けた取り組みを本計画で推進してまいります。</p> <p>必要な医療にアクセスできるよう、医療情報の提供について、関係機関と情報共有してまいります。</p>

1/30	<p>52 ページ</p> <p>第 4 章 施策の方向性と具体的な取り組み 基本方針 4 地域で安心して暮らせるまちづくり 施策の方向性① 災害時対策の促進 他</p>	<p>第 4 章基本方針 4 の施策の方向性①災害時対策の促進については、各避難所に要配慮者スペースが設置されるよう調整が進んでいると聞いています。大変にありがたいことです。障害を持っている方の中には環境が変わるとそれに対応できない方々もいるため、普段使っている福祉事業所への避難もあり得ることを想定してください。</p> <p>また緊急時に置いて地域の福祉事業所が連絡網の中に入るよう、今後の制度構築の時にご配慮いただけるとありがたいです。実際どのような方が地域におられ、何を心配しているのか、また、当事者や保護者、事業所は何に協力できるのか保護者や当事者との継続的な対話の機会があると良いです。</p> <p>第 4 章基本方針 4 の施策の方向性③権利擁護の充実、成年後見制度利用促進基本計画策定については、障害当事者の親の高齢化が進む中、大変に期待しています。</p> <p>また地域で自立して暮らせる力がある方々については、入所施設やグループホーム等に入らずとも、必要な制度を組み合わせる中で生活できる可能性があります。そのような暮らし方も視野に入れながら、様々な暮らし方が地域でできるといいと思います。</p> <p>また、法人後見の活用も将来的に目指して行ってほしいです。</p>	<p>現在、三郷市では、災害対策基本法に基づく福祉避難所として指定している施設はなく、指定避難所内に、要配慮者のかたのためのスペースを設けるほか、更なる配慮を必要とする要配慮者につきましては、必要に応じて、しいのみ学園・さつき学園・ワークセンターしいの木を福祉避難所として開設することとしております。</p> <p>なお、令和 3 年 5 月、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、対象者を限定したうえでの福祉避難所の指定が可能になるなど、福祉避難所についての見直しが進んでおりますので、公共の要配慮者利用施設はもちろんのこと、今後は、民間施設についても指定福祉避難所とすることについて、福祉事業所の方々のご意見も伺い、検討を進めてまいります。</p> <p>すべての人が障がい等の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするための仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>三郷市成年後見制度利用促進基本計画／4 主な取り組み／(4) 担い手の確保・育成に記載のとおり、法人後見の立ち上げや市民後見人の養成等、様々な成年後見の担い手の育成及び活躍支援を推進してまいります。</p>
------	--	---	---

<p>1/30</p>	<p>39 ページ 第 4 章 施策の方向性と具体的な取り組み 基本方針 1 地域で互いに支えあうまちづくり 他</p>	<p>子育て世代が相談できる場がない。 子育てサロンなどの設定づくりが必要ではないか。</p> <p>精神障害をもつ方の親が気軽に話ができる場がほしい。高齢者だとオレンジカフェのようなところ</p> <p>障害のある方がアパートを借りる場合、なかなか借りることができないこともある。行政の支援はできないか。</p>	<p>本計画は、地域福祉推進の主体である市民や関係団体等と協働し、住民の生活上の課題解決に向け、支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、市が地域で行う取り組みや方向性を示し、施策を展開していく上での推進の基本事項を定める地域福祉を推進するための基本計画であり、高齢者・障がい者・児童など個別分野の具体的な施策展開は、本計画と整合性を図りながらそれぞれの分野別計画で事業展開するものです。</p> <p>お寄せいただきました意見は、児童分野の個別計画として、「第 2 次みさとこどもにこにこプラン」にお示しております。</p> <p>また、本計画では、相談場所につきましては、第 4 章基本方針 3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり 施策の方向性①情報提供と相談支援体制の充実の取り組みの 6 番「子育て情報の発信や子育て支援施設等の充実」に「子育て支援施設」を記載しておりますが、ご指摘を踏まえ、市民の方に正しく伝わりやすくするよう素案を修正いたします。</p> <p>別紙「計画書の修正箇所①」参照</p> <p>お寄せいただいた意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>お寄せいただきました意見は、障がい者の権利に関することですので、今後の参考にさせていただきます。</p>
-------------	--	---	--

1/31	<p>60ページ</p> <p>第4章</p> <p>施策の方向性と具体的な取り組み</p> <p>基本方針4</p> <p>地域で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>施策の方向性③</p> <p>権利擁護の充実（三郷市成年後見制度利用促進基本計画）</p>	<p>2014年、日本もようやく批准した「障害者権利条約」では、障害者一人一人を「1人の人間」「権利の主体」ととらえています。生活のあらゆる場面で人権を尊重することを求めています。</p> <p>現在の成年後見制度の利用がすすまない理由の1つは、支援の内容が金銭管理に比重が片寄った現実です。本人の主体性を尊重した利用促進は地域生活のあらゆる面での権利擁護の点検見直しと考えてほしい。</p>	<p>本計画では、成年後見制度の利用促進にあたり、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」を基本的な考えとしており、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるように、社会全体で支え合い、ともに地域を創っていくことを目指すものとしています。</p> <p>財産管理のみを重視するのではなく、本人の心身の状態や生活の状況に配慮した意思決定支援及び身上監護が行われるよう、福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の連携体制を構築し、本人の主体性を尊重した適切な権利擁護が図られるための地域連携ネットワークの仕組みづくりを進めてまいります。</p>
------	--	--	--

1/31	<p>47 ページ 第4章 施策の方向性と具体的な取り組み 基本方針3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり 他</p>	<p>◆意見1 【3. 地域包括支援センターの総合相談事業】のところ 計画に記す必要はありませんが、地域包括支援センターが、その業務を遂行するなかで、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害、失語症となった第2号被保険者の方の相談に乗っていただきたいです。</p> <p>◆意見2 【4. 認知症カフェの運営】のところ 若年性認知症や高次脳機能障害、失語症の方も対象としたカフェも開催して行って下さい。</p> <p>◆意見3 【2. 在宅医療・介護連携の推進】のところ 関連課等に障がい福祉課を加え、第2号被保険者を念頭に置いて、医療と介護・障害福祉の連携について対応する旨のことを記して下さい。</p>	<p>お寄せいただきました意見は、地域包括支援センターとも共有させていただきます。</p> <p>認知症カフェは当事者やそのご家族、地域の方など、誰でも参加できる場です。しかし、若年性認知症や高次脳機能障害、失語症の方などに配慮した場の設定と、運営者側の知識と対応力が求められますので、関係機関と連携し検討を進めてまいります。</p> <p>お寄せいただきました意見のとおり、医療・介護・障がい福祉の連携の推進が必要であることから、関連課等に「障がい福祉課」「国保年金課」を追加いたします。 内容につきましても意見を踏まえ、対象者を「高齢者」との表記から、「高齢者等」の表記に修正し、市民の方に正しく伝わりやすくいたします。 別紙「計画書の修正箇所②」参照</p>
------	---	---	--

		<p>◆意見4 【3. 地域ケア会議の充実】のところ 関連課等に障がい福祉課を加え、第2号被保険者を念等に置いた地域包括ケア会議、地域包括ケア個別会議を開催していくことを記してください。</p> <p>◆意見5 【2. 情報のバリアフリー化の推進】のところ 「要約筆記者・手話通訳者」に加え、「失語症者向け意思疎通支援者」のことも記し「要約筆記者・手話通訳者・失語症者向け意思疎通支援者」として下さい。 また、高齢の失語症者のことを念頭に置いて、関連課等に長寿いきがい課を加えてください。</p>	<p>お寄せいただきました意見は、従来より会議には議題に応じた関係課が参加しております。複数課に渡るため、主管課の表記としております。</p> <p>お寄せいただきました意見を踏まえ、「失語症者向け意思疎通支援者」につきましては、国・県・他自治体からの情報収集の段階であること及び他の障がいがあるかたへの情報のバリアフリー化の推進も含め、体制について検討していくことから「要約筆記者・手話通訳者等」に素案を修正いたします。</p> <p>関連課等につきましては、「長寿いきがい課」を追加するとともに、内容も「障がい者等に対する情報のバリアフリー化」を「障がい者や高齢者等に対する情報のバリアフリー化」に素案を修正いたします。</p> <p>障がい福祉課と連携し、情報のバリアフリー化の推進に努めてまいります。</p> <p>別紙「計画書の修正箇所③」参照</p>
--	--	---	--